

取適法（旧下請法）対応体制の構築支援

— 公正な市場競争・取引ルールへの最新対応 —

Supporting the Establishment of Compliance Frameworks for Fair Trade and Latest Regulations

株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory

KPMGは、企業活動における法令遵守と経済取引の公正性の確保に役立つような実務的な運用ノウハウを提供しています。特に、下請法の改正によって制定された中小受託取引適正化法（取適法）やフリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス法）は、企業実務に大きな影響を及ぼすことが想定されます。KPMGは、こうした公正な競争環境を促進する法改正の趣旨に沿いながら、円滑な対応と具体的な実務運用まで幅広くサポートします。

現状と課題

近年、経済取引における公正な競争を促進させる法令の改正が活発化しており、「下請法」や「貨物自動車運送事業法」の改正、「フリーランス法」の制定など、企業実務の対応はますます複雑化しています。法令改正への対応が遅れたり不十分な場合、行政処分や勧告などにより企業名が公表され、社会的信用が損なわれるなど、様々なリスクにつながりかねません。しかし、最新の法改正情報のキャッチアップや、実際の運用に落とし込むための体制整備は、多くの現場では大きな負担となっています。

また、調達部門や法務部門だけの個別対応には限界があり、部門やグループを横断した取組みが不可欠です。



公正取引委員会の勧告事例から学ぶポイント

公正取引委員会は、委託事業者への調査だけでなく中小受託事業者への調査や、相談・申告・情報提供窓口を活用することで、多角的に情報を収集し、企業への監督を強化しています。実際に調査や指導の件数も増加しており、「露見しない」という考えは通用しません。グループ全体で、確実な改正法の遵守体制の整備と運用が求められています。

公正取引委員会の取組み	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
下請法の勧告件数	4件	4件	6件	13件	21件
下請法の指導件数	8,107件	7,922件	8,665件	8,268件	8,230件
親事業者に対する定期調査実施件数	60,000件	65,000件	70,000件	80,000件	90,000件
物流事業者との取引に関する優越的地位の濫用事案の処理件数	—	—	—	17件	31件
注意喚起文書を送付した荷主の件数	—	—	—	687件	747件

Source: 公正取引委員会が公表している報告に基づき、KPMGが作成

KPMGが提供するサービス

取適法（旧下請法）、フリーランス法など法改正への対応は、個別に対応するだけでなく、共通する対応事項を見極め、できる限り複数の要求事項を少ない取組みで対応することで、現場になるべく負荷をかけず、効率的で実効性の高い対応が可能となります。当サービスでは、改正法に共通するポイントを押さえたうえで、現場の負担を軽減しながら、改正法を遵守できるようサポートいたします。KPMGは、下記の支援業務の一部または全部の提供が可能です。

1	診断	法令対応の状況やグループ管理体制の現状を短期で診断し、ポイントを明らかにします。 - グループ管理方針の整備・運用状況の確認 - 取引先マスター登録・取引先台帳の運用状況の確認 - 相談窓口の整備・運用状況の確認 - 法令対応が必要となる取引先等の把握、等
2	制度設計	診断結果を踏まえ、コンプライアンス体制の向上に向けた制度設計をサポートします。 - 法令対応に関連する関係部署の特定を含め、全体像の把握、見直しの方向性の検討の支援 - 対応計画（マスタープラン）の策定の支援 - 法改正の要求事項に係る対応方針の決定の支援、等
3	導入	制度設計を踏まえ、諸施策の導入をサポートします。 - グループ管理方針・規程類・取引先向け行動規範・グループ行動規範の見直しの支援 - 取引先マスター登録・取引先台帳への必要項目の充足のための設計・設定の支援 - 取引先チェックリスト、面談記録簿等の作成および標準ルール制定の支援 - 監査手続等の策定の支援、等
4	周知活動	上記の諸施策とともに、横断的な対応およびグループ内への周知活動をサポートします。 - 各法令に関する教育研修のサポート、関係者からの問合せ対応の支援 - 営業部門・調達部門等調査協力要請、面談協力要請に関する支援 - 取引先チェックリスト、面談記録簿等の運用に関する教育研修のサポート - 取引先向け通報窓口担当者に対する教育研修のサポート、等
5	定着化	諸施策の定着化に向け、貴社に即した定着化への施策をサポートします。 - 形骸化させないモニタリング方法の検討、新制度の定着と実効性確認のご支援 - 運用上の課題を受け、継続的な改善活動のご支援 - PDCAサイクルによる法令順守体制の強化・維持

サービスに関連する法令について（留意事項）

本サービスの主な対象法令は、下記の通りです。

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）
- 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（旧下請法：取適法）
- 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）
- 公益通報者保護法

なお、当サービスは法令に関する実務運用のサポートを目的としており、裁判や紛争等の法的手続き自体を代理・補佐するものではありません。ご利用に際しては、この点をご留意ください。

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisoryまでお問い合わせください。

株式会社 KPMG Forensic & Risk
Advisory

T: 03-3548-5773

E: FRA-Contact@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/fra

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Forensic & Risk Advisory Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.